公 告 第 ３ ２ 号
令和８年１１月１２日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊石垣駐屯地
第４４５会計隊長　佐藤 俊

下記のとおり一般競争入札を実施しますので、入札心得及び契約条項等承知のうえ参加をお願いします。

記

１　競争入札に付する事項　：バッテリー屑ほか２７件（別紙内訳書のとおり）

２　入　札　日　時　：　令和８年１１月２６日（木）１０時００分

３　入　札　場　所　：　陸上自衛隊石垣駐屯地入札室

４　引　渡　場　所　：　陸上自衛隊石垣駐屯地

５　引取（引渡）期限　：　令和９年３月２６日（金）　（ただし、契約代金納入後５日以内）

６　代金納付期限　：　令和９年３月２６日（金）

７　現　場　説　明　会　：　実施しない
ただし、現場確認を希望する場合は、事前に１７（２）の担当者に連絡をし日程を調整すること。

８　参加資格
(1)　令和７・８・９年度競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」格付「Ｃ」以上の競争参加資格を有する者。ただし、契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(2)　予決令第７０条の規定に該当しない者であること。なお未成年者・被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(3)　予決令第７１条の規定に該当しない者であること。
(4)　防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(6)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
(7)　都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり当該状態が継続している者でないこと。

９　落札決定方法　：　総額（税抜）
総額が予定価格を超えた最高額入札者を落札者とする（ただし、同価の場合は抽選により決定）

１０　入札保証金　：　免除
ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の 100 分の 5 以上を違約金として徴収する

１１　契約保証金　：　免除
ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の 100 分の 10 以上を違約金として徴収する

１２　入札の無効
(1)　入札金額、入札者氏名及び押印が判明しがたいもの
(2)　電話・電報・ＦＡＸ等による入札
(3)　その他入札に関する条件に違反した入札

(4)　第６項に示す競争入札参加の資格のない者が行った入札
(5)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合、又は暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合

１３　契約条項及び入札等参加者心得を示す場所
陸上自衛隊石垣駐屯地第４４５会計隊契約班及び陸上自衛隊西部方面隊ホームページ

１４　契約書の作成
(1)　落札決定後、契約書を作成する。
(2)　適用する契約条項
ｱ　「不用物品売払契約条項」
ｲ　「談合等の不正行為に関する特約条項」
ｳ　「暴力団排除に関する特約条項」

１５　公告掲示場所
陸上自衛隊石垣駐屯地、陸上自衛隊西部方面会計隊公式ホームページ
(http://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/index.htm)

１６　その他
(1)　当該売払物品を輸出する場合は、輸出貿易管理令に基づき経済産業大臣の許可が必要となります。
(2)　郵便による入札の場合は、書留等配達証明の残る形式で入札日の前日までに必着するように送付するとともに電話連絡をして下さい。再度入札になった場合は別途連絡する。
(3)　入札書に「当社（私　（個人の場合)、当団体（団体の場合)）は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約いたします。」と余白に記入すること。
(4)　入札関係委任を受けたものは、入札前までに委任状を提出して下さい。
(5)　入札前までに、資格審査結果通知書（写）を提出して下さい。
(6)　売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とすること。
(7)　売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること
(8)　売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。 また、 買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵(かし)等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないこと。
(9)　売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。

１７　連絡先
(1)　入札及び契約事項に関する問い合わせ先
陸上自衛隊石垣駐屯地　第４４５会計隊　契約班　渡邉
ＴＥＬ　０９８０－９８－０００８（内線３４３）
ＦＡＸ　０９８０－８２－１１４５

(2)　内訳書の内容及び現物（現場）確認に関する問い合わせ先
陸上自衛隊石垣駐屯地　業務隊　補給科　長野
ＴＥＬ　０９８０－９８－０００８（内線３７６）

別 紙

内　　訳　　書

連 番	品　　名	規　　格	単位	数 量
1	バッテリー屑	80D26R	EA	38.00
2	バッテリー屑	145F51	EA	29.00
3	バッテリー屑	155G51	EA	8.00
4	バッテリー屑	195G51	EA	10.00
5	バッテリー屑	55B24L	EA	1.00
6	バッテリー屑	46B19R	EA	2.00
7	バッテリー屑	40B19R	EA	16.00
8	バッテリー屑	YTX9－BS	EA	9.00
9	バッテリー屑	12m 7. 2B	EA	12.00
10	バッテリー屑	85D26R	EA	13.00
11	バッテリー屑	115D31R	EA	22.00
12	バッテリー屑	105D31R	EA	41.00
13	バッテリー屑	YTX7L－BS	EA	4.00
14	バッテリー屑	YTZ14S	EA	1.00
15	バッテリー屑	EX1DE	EA	1.00
16	バッテリー屑	ATX5L－BS	EA	1.00
17	バッテリー屑	YTZ12S	EA	2.00
18	バッテリー屑	BTX7L－BS	EA	2.00
19	バッテリー屑	STX7L－BS	EA	1.00
20	バッテリー屑	FTX4L－BS	EA	1.00
21	バッテリー屑	MTZ12S	EA	1.00
22	バッテリー屑	110D26L	EA	1.00
23	バッテリー屑	40B19L	EA	4.00
24	バッテリー屑	170F51	EA	4.00
25	バッテリー屑	150F51	EA	7.00
26	バッテリー屑	130EL41L	EA	1.00
27	バッテリー屑	130EL41R	EA	2.00
28	バッテリー屑	SBS60	EA	5.00
	合　計			239.00